

第 1 号議案

申請者住所氏名	埼玉県川口市芝 1 丁目 3 8 番 1 号 ネットヨタ東埼玉株式会社 代表取締役社長 飯塚 素久			敷地の位置	別紙、都市計画図および付近見取り図参照 久喜駅より 北西 に約 1. 6 k m 久喜市役所本庁舎より 北 に約 1. 7 k m	
敷地位置 地名地番	埼玉県久喜市久喜本字大浦 8 6 8 番 1 4			周辺の状況	○敷地の北東側道路の反対側は、物販店舗・自動車修理工場があります。 ○敷地の北東側道路の斜め向いは、診療所があります。 ○敷地の南東側道路の反対側は、物販店舗があります。 ○敷地の南西側道路の反対側は、物販店舗及び住宅があります。 ○敷地の西側道路の反対側は、住宅があります。	
地域地区	準住居地域、第一種住居地域					
主要用途	自動車修理工場・物販店舗					
申請建築物の用途	自動車修理工場・物販店舗					
工事種別	新築					
構造階数	鉄骨造 2 階建て					
敷地面積	3,6 5 5. 2 2 m ²					
	申請部分	申請以外の部分	合計	公開による意見聴取の概要及び関係機関の意見	開催日時	令和 6 年 4 月 2 0 日（土） 午前 1 0 時 0 0 分
建築面積	1,7 3 3. 6 1 m ²	0 m ²	1,7 3 3. 6 1 m ²		参加者	申請関係者 3 名、利害関係者 0 名、傍聴人 0 名
延べ面積	1,7 5 6. 9 7 m ²	0 m ²	1,7 5 6. 9 7 m ²		利害関係者の意見	特になし
建ぺい率	4 7. 4 3 %（ 建ぺい率の上限 7 0 %）				消防長の意見	特になし
容 積 率	4 0. 5 0 %（ 容積率の上限 2 0 0 %）				備 考	
適用条文 該当事項	建築基準法第 4 8 条第 7 項ただし書き					
参考事項	建築基準法第 4 8 条第 7 項ただし書より、準住居地域における住居の環境を害する恐れがないものと認めるものである。					



凡 例	
	行政区域・都市計画区域
	市街化区域
種 別	
	第一種低層住居専用地域(一低)
	第二種低層住居専用地域(二低)
	第一種中高層住居専用地域(一中高)
	第二種中高層住居専用地域(二中高)
	第一種住居地域(一住)
	第二種住居地域(二住)
	準住居地域(準住)
	近隣商業地域(近商)
	商業地域(商業)
	準工業地域(準工)
	工業地域(工業)
	工業専用地域(工専)
	高度利用地区
	防火地域
	準防火地域
	地区計画
	生産緑地地区
	都市計画公園・緑地
	都市計画道路
	その他の都市施設
	形態規制区域区分線
	土地区画整理事業(施行中区域)

